

## ◇ 事務組合からのお知らせ

労働保険の「年度更新」の時期がやってきました。

本年度、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間に、すべての労働者に支払った賃金総額に、定められた保険料率を乗じて労働保険料を算出します。

○ 労災保険では、すべての労働者が対象になります。

○ 雇用保険では、被保険者である労働者が該当します。

また、高年齢者に係る雇用保険料免除の制度があり、平成30年度の確定保険料より免除になるのは、昭和29年4月1日以前に生まれた人です。

※ 平成29年4月1日現在で満64歳以上の人です。

当事務組合に事務委託している事業主には、3月下旬頃、当事務組合より郵送されます「労働保険料算定基礎賃金等の報告」に1年間の確定賃金総額を記入し、事務組合の指定期日までに提出していただきます。

事務組合では、この「賃金等の報告」に基づき保険料の過不足を計算し、納入通知書を委託事業主に送付しますので、くれぐれも記入誤りのないようお願いいたします。

なお、ご不明な点がございましたら当事務組合までお問い合わせ下さい。

平成30年度の雇用保険率における事業主と被保険者の内訳は下記のとおりです。

<平成30年度 雇用保険料率表>

負担者	① 労働者負担	② 事業主負担	① + ② 雇用保険料率
一般(医療)の事業	3/1,000	6/1,000	9/1,000

※本人の負担する雇用保険料は、毎月お支払いする賃金総額に上記の料率を乗じて算定します。

なお、労災保険料率(3/1,000)は、全額事業主負担となります。

問い合わせ先

〒101-0062 千代田区神田駿河台2-5 東京都医師会館4階  
東京労働保険医療協会 事務組合

TEL03-5577-2960 FAX03-5577-2961